



**青森県、青森県農業会議、あおり農林業支援センターでは、特定農作業受委託から農地中間管理事業への切り替えを推進しています。**

特定農作業受委託とは、経営所得安定対策の申請に当たって結ばれる基幹3作業の農作業受委託と委託販売の引き受けを行う契約で、農地の賃貸借契約ではありません。

令和元年10月に導入された消費税軽減税率制度により、特定農作業受委託を行うと、耕作者・農地所有者とも経理方法が複雑になります。

特定農作業受委託のままだと…



### 耕作者(受け手)

- 農地所有者に精算額を支払う際には、農産物売上額及び作業受託料の内訳を提示
- 作業受託収益は消費税10%となるため、農産物売上額(消費税8%)と区別して計算

### 農地所有者(出し手)

- 耕作者から精算額だけでなく、農産物売上額及び作業受託料の内訳を取得して計算
- 農産物売上額が1,000万円を超えると、消費税の課税事業者として経理

※詳しくは税務署等の税の専門家にお問い合わせください。

このため、特定農作業受委託から農地中間管理事業の活用による貸借への切り替えをおすすめします。

なお、農地中間管理事業では、貸借期間に応じた固定資産税の軽減措置をはじめ、様々なメリットがあります。